

ご存じですか

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 特に犬の飼養及び保管に関する基準のあらまし

犬を家庭で飼養する場合、一定の基準をクリアしなければなりません。
とくに周辺の生活環境の保全に努め、トラブルが起きないように飼養することは大変重要なことです。



(財)滋賀県動物保護管理協会

〒520-3252 滋賀県湖南市岩根136-98
TEL(0748)75-6522 FAX(0748)75-3295
URL <http://www6.ocn.ne.jp/~sapca/>

滋賀県動物保護管理センター

〒520-3252 滋賀県湖南市岩根136-98
TEL(0748)75-1911 FAX(0748)75-4450
URL <http://www.pref.shiga.jp/e/dobutsu/>

【アクセス】

JR草津線 三雲駅よりバス10分「団地中央」下車（徒歩25分）
竜王インターチェンジより7km（車で15分）
国道一号線横田橋より4.5km（車で10分）

● 所有の明示

- 犬の鑑札・狂犬病予防注射済票は必ず首輪に装着しなければなりません(狂犬病予防法)
- 滋賀県動物保護管理センターでは、飼い主がみつからず処分されていく犬が後を絶ちません。迷子犬の発見を容易にするためにも犬の飼い主は、所有者の名前や自宅の電話番号などを明記した名札を犬に着けるようにしましょう。



電話番号だけでも表示があれば迷子犬発見に役立ちます。

※犬が迷子になったらすぐセンター（電話 0748-75-1911）に連絡しましょう。

● 健康及び安全の保持

- 動物の種類および品種に適した運動、休息を確保しなければなりません。

※犬種によって必要な運動量は違います。運動不足になると無駄吠えなどの問題行動の原因になる場合があります。



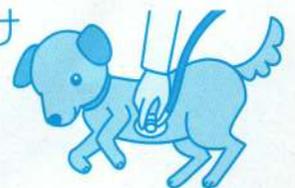
- 動物の種類、発育状況に応じた食事や飲み水を与えなければなりません。

※子犬と成犬とでは栄養を吸収する能力に差があります。与えるもの、回数も考慮しましょう。
※犬はよく水を飲みます。新鮮な水がいつでも補給できるようにしましょう。



- 日常の健康管理で病気やケガの予防等に努め、病気やケガをした時は獣医師の診察治療を受けさせなければなりません。

※毎日体を触ることは健康管理をする上で大切なことです。



- 動物の種類、習性などを考慮して飼養施設（犬舎、居場所など）を設けなければなりません。

※適切な日照、通風等の確保。温度、湿度管理等。



🐾 生活環境の保全

- 糞や尿、毛などで公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物などを汚さないようにしなければなりません。

*散歩中の糞は持ち帰りましょう

*尿には水をかけて臭いを薄めるなど配慮しましょう。



- 家の敷地内においても糞や尿、毛などは飼い主が適切に処理し、**悪臭や毛の飛散を防がなければなりません。**

※糞尿や抜け毛の処理は、近隣に迷惑をかけるだけでなく清潔好きな犬にとってイヤなものです。
飼養施設を常に清潔にしましょう。



🐾 適正な飼養数、繁殖の制限

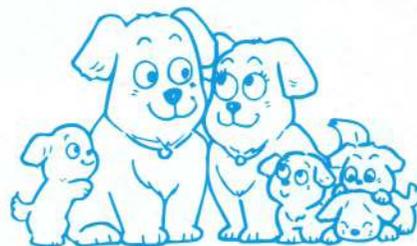
- 飼養している動物の数が多すぎて**周辺的生活環境に支障が生じるようなことがない**ようにしなければなりません。



- 飼養している動物が繁殖し、数が増えて、適切な飼い方ができない場合や、新しい飼い主を見つけることができないのであれば**繁殖を制限（不妊、去勢手術など）**するようにしなければなりません。

※不妊、去勢手術のメリット

望まない繁殖を防ぐだけでなく、発情などのストレスから解放、生殖器の病気の予防など多くのメリットがあります。



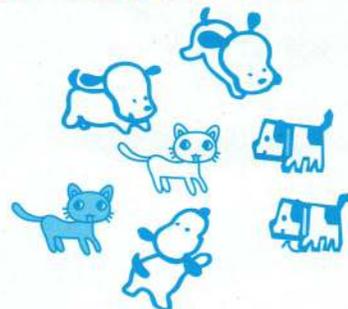
🐾 犬およびねこの多頭飼養の届出 （滋賀県動物の保護および管理に関する条例）

- 犬とねこを合わせて10頭以上飼っている方は届出が必要です。

（滋賀県動物の保護および管理に関する条例）

たくさんの犬、ねこを飼養する場合、適正な飼養管理がなされていないと社会的に大きな影響を与えると考えられることから、平成21年4月から多頭飼養する飼い主は滋賀県知事へ届け出なければならないことになりました。

※詳しくは滋賀県動物保護管理センターにお問い合わせください。



🐾 放し飼いの禁止

- 交通事故にあったり、子供に驚いて咬んでしまうことがあります。
- 犬が苦手な人にとって、いくらしつけがいき届いたおとなしい犬でも放たれていることはいやなものです。
放し飼いはやめましょう。



🐾 犬をつなぐ場所

- 犬をつないで飼う場合は、通行人や来客者などを驚かしたりしないよう、犬の行動範囲が道路や通路に接しないような場所につなぎとめましょう。



🐾 犬のしつけ

- 犬が人間社会で生活していくためには、人間社会のルールを考えなければなりません。危害をくわえたり、迷惑をかけることがないように、飼い主は適切にしつけをしましょう。
- 犬のしつけ方教室・飼い方相談を行っています。

[無料です。詳しいことは (財)滋賀県動物保護管理協会 (0748-75-6522) までお問い合わせください。]

※犬のしつけは飼い主が行うものです。しつけを通して犬とより深くコミュニケーションをとることができます。

※ムダ吠え、トイレのしつけ方など、困ったことがあれば、ご相談ください。

